

現代ヨーロッパ連邦主義の諸相

——ドイツとベルギーの比較から——

若林 広*

はじめに

1990年代初頭のヨーロッパの冷戦終結以降、世界各地に発生した多くの地域紛争において、紛争解決後に形成された政体（polity）の多くがいわゆる多極共存型民主主義（consociational democracy）に基づく連邦制である。その典型がボスニア連邦やイラクである。いくつかの民族集団が対立する紛争後、民族が混在しており、また経済規模等の面からも単に領域的に分割するのが不可能な国土を有機的な形で再構成をせざるを得ないときに有益なのが、各集団の公正な代表性を保障して、新たに形成される政体の正統性を確保する、上記のアプローチといえよう。

ヨーロッパは、1648年のウェストファリア条約を契機とした主権国家の誕生や、19世紀の市民社会発展の帰結である国民国家の発祥地といった、政治的実験の地として認められている。他方、国民国家形成の過程で、多くの少数民族集団が忘れ去られていったのも事実である。そしてそれら少数民族集団を忘れることが出来ないフランス、スペイン、ベルギー等、一部の国家において、国民国家モデルに対する異議申し立て（いわゆる「民族集団の噴出（ethnic resurgence）」）が、第二次世界大戦後に高揚する。これらの国々が異議申し立ての受け皿として用意したのが国家の連邦制への移行である。連邦制自体は、第二次世界大戦以前から米国やスイス、カナダ、オーストラリア等の例がすでに存在していた。米国・スイス流の連邦制はまた第二次世界大戦後、世界レベルでアジア、アフリカ等の諸地域において幅広く展開した。現在ヨーロッパで展開するヨーロッパ統合（欧州連合）も、それが究極的に連邦制を目指すのか、否かの議論は存在するが、独立した国家が上位レベルに主権の委譲を段階的に行うといった連邦制の原理に沿った動きの一環とは捉えることができる。

本稿では、このように世界レベルでも、またヨーロッパレベルでも現在多くの関心を集める連邦制の現状と今後の展開を、米国以来の連邦制、および戦後ヨーロッパの連邦制の2類型に

提出日2009年8月26日 受理日2009年9月30日

*教養学部国際学科教授

分け、連邦の非対称性は正の手段としての財政移転に着目して検討を加える。連邦制の理論家の一人である William Riker は20世紀を「連邦主義の世紀」と表現した¹⁾。またライデン大学の連邦制、特にベルギーの連邦制の専門家である Jan Erk は、近年連邦制の比較—比較連邦主義 (comparative federalism)—に関心が集まりつつあると主張している (Erk (2007) p.63)。本稿もその一つの試論であることを目指している。

第一章では、連邦制の歴史展開を振り返り、かつその流れに沿った理論化の動向を簡単に追う。第二章では、歴史的展開の中での求心的連邦制 (centripetal federalism) と遠心的連邦制 (centrifugal federalism) の例をドイツ、ベルギーにとり、その特徴を明らかにする。第三章では、まず連邦の対称性・非対称性概念を明らかにして、ドイツ、ベルギーにおける非対称性に対する保障措置について説明し、続いてこれら両国の非対称性の変容とその是正措置を、地域間の財政移転に焦点を当てて分析する。最後に連邦の非対称性とその是正措置が、連邦の求心性と遠心性にいかなる差異的な結果を及ぼすか、一定の結論を導くことを試みる。

I 連邦制の歴史的・理論的展開

独立した政治体制・政体が、敢えて他の特定の政体と特別な緊密な関係を深める現象は、歴史的にギリシャ都市国家やより古くはメソポタミア文明諸古代国家間やイスラエルパレスチナですで見出せる。これらの関係強化の主たる要因は第三国からの軍事的脅威に備えるもので、通常は「同盟」と呼ばれ、関係する国家内の体制に大きな変更を迫るものではない。このような軍事的要因に基づく同盟の歴史は、その後近代主権国家体制の成立後も、延々と現在まで続いているが、他方、このような国家間の軍事的な緊密な関係でも、個々の政体内の組織変更や主権制限を伴うものは比較的新しい現象として生成される。それらは「国家連合 (confederation)」や「連邦 (federation)」と呼ばれている。William Riker は複数の国家が連邦制を結ぶ重要な要因のひとつとして軍事的要因を取り上げ、連邦が成立する条件として、第三国からの軍事的・外交的脅威に対して (1) 一方の国の政治指導者に、平和的手段による領土拡張を交渉条件として、交渉相手国を守る願望・意思があり、(2) もう一方の国の政治指導者に、自国の保護を条件に一定の政治的独立を放棄する交渉条件を受け入れる意思があることをあげている (Burgess (2006) pp.77-8)。

このように当初軍事的目的から始まった同盟、国家連合 (Kriegsverein) 等に、国家間の国境を越えた商業が盛んになるにつれ、経済的要因が新たに付け加わることになる。ハンザ同盟や19世紀のドイツ関税同盟 (Zollverein) 等がこの典型といえるであろう。

軍事的、経済的目的以上の、より一般的な目標を持つ近代初の連邦国家と認められるのがアメリカ合衆国である。対イギリスで同盟を組んだ13の植民地は1781年に国家連合を形成し、さらに1787年のフィラデルフィア会議を経て1789年連邦国家を形成する。スイスは、米国よりはるか昔1291年に Uri, Schwyz, Unterwalden の3州 (canton) 間で誓約 (Eidgenossenschaft) が結ばれ、国家連合が形成されていたが、連邦制を取り入れる憲法が制定されたのは1848年のことである (Burgess (2006) p.82)。1867年にはカナダが世界第三番目の国家として連邦制に

移行する。前2国に比べたカナダ連邦制の特徴は、イギリス流の議院内閣制の政治体制において連邦制が取り入れられた点にある。議院内閣責任制は議会の多数派が政府・内閣を構成する形で行政の強化、政治の安定を図る中央集権的組織であるのに対して、連邦制は政治権力の領域的分割を基本として、各レベルの政体間での権限の分割・共有を許し、また選挙制に比例代表制を取り、少数派の代表性を確保するもので、両者はまったく相互排他的とは言わないものの、明らかに大きく対極に位置する制度といえる（岩崎（1998）、Burgess（2006）p.84）。後述のように、元来多くの領邦が並立していたドイツにおいては、1867年にプロイセンが中心となった北ドイツ連合が形成され、1871年には領邦の権限を多く残した形のドイツ帝国が成立する。1901年には、オーストラリアが連邦制を採用する（Watts（1999）p.3）²⁾。

上述のように連邦は元来、軍事・商業的利益目的が中心であったことから、もともとと言語・文化・歴史の集団的記憶等で同質的な構成体間の連邦が中心であったが、19世紀西欧のナショナリズム高揚の中で、隣接して存在する必要がある異民族集団間の紛争を防止し、かつ経済的繁栄を目指せ得る安定的な政治的枠組みの一つとしても理解されるようになる。19世紀に連邦国家を形成したスイス、カナダがその典型といえよう³⁾。

連邦制は、これまで政治の実践とともに、政治学等において多くの理論的関心を集めてきた。アメリカ合衆国の連邦制については、アレクサンダー・ハミルトン（Alexander Hamilton）、ジョン・ジェイ（John Jay）、ジェームス・マディソン（James Madison）の3名の政治家が‘Publius’の匿名の下、ニューヨークで1787年から1788年にかけて著した85編にわたる*The Federalist*の中で展開した主張が有名である。*The Federalist*の発刊は、ニューヨーク植民地住民に米国憲法の批准を促すことを目的としており、連邦制を取り入れても、個人の自由は制限されない等の主張が展開されていた。フランスの政治家アレクシス・ドゥ・トックヴィル（Alexis de Tocqueville）は、自身の米国滞在を通じてヨーロッパの旧来の政治と米国の政治を比べた『アメリカの民主主義（*Democracy in America*）』（1835年）を著す。トックヴィルがアメリカ社会を、帰納的、社会学的に観察したのに対してジョン・スチュアート・ミル（John Stuart Mill）は『代議制考察（*Considerations on Representative Government*）』（1861年）において米国政治と英国政治をより政治学的に比較している。エドワード・フリーマン（Edward Freeman）とジェームス・ブライス（James Bryce）は、それぞれ『ギリシャ・イタリア連邦制史（*History of Federal Government in Greece and Italy*）』（1863年）と『米国連邦（*The American Commonwealth*）』（1888年）において連邦制を歴史的に分析したのに対して、アルバート・ダイシー（Albert Dicey）は、『憲法研究入門（*Introduction to the Study of the Law of the Constitution*）』（1885年）にて連邦制の法的側面に注目した（Burgess（2006）pp.10-21）。

連邦制の研究は、実際の連邦制の政治過程と常に深く関連付けられて発展してきた。よってその関心は、主に歴史や政治哲学、法学・制度論からの関心が中心であった。William Livingston は、1952年、*Political Science Quarterly* 誌に掲載された‘A Note on the Nature of Federalism’と題する論文において、このような限定的な連邦制研究を鋭く批判して、より幅広いパースペクティブからの連邦制研究を主唱した。このような流れの背景には、当時の政治学において、規範主義に対抗する実証的な行動科学の手法が種々の分野において取り入れられつ

つあったという事情とも密接に関係しているといえる (Burgess (2006) pp. 28-9)。そしてこの新たなパースペクティブからの研究は次章で扱う遠心的連邦主義の理解に有用なものとなる。

II 20世紀ヨーロッパの新旧連邦制

連邦制国家成立の要因に、軍事的、経済的、民族的等いろいろなものがあることは前章で説明したが、そこでの例はすべて、複数の政体（すでに主権を保持しているか、否かにかかわらず）が集まり、より大きな単位の連邦国家を形成するものであった。このような流れの背景には、まず事実上の複数の政体が存在し、軍事的、経済的効率性 (efficiency) の観点から、上位のより大きな政体に移行していくという求心的論理が看取できる。スイスやカナダ等、民族の共存を目指した連邦も、基本的には複数の政体の融合という求心的運動であった。一方、20世紀後半には、ベルギー、スペイン等⁴⁾、ひとつの中央集権国家が内的に分裂し、新たに連邦国家となる遠心的連邦制の例も出現する。さらにはユーゴスラビア、チェコスロバキア等、連邦が独立して別々の国家にまで分裂する例も現れてくる。このような事例が出現する背景には、前述の19世紀ナショナリズムの高揚期に、一方では、スイス、カナダ、そして以下で説明するドイツのように、国家建設 (nation-building) を慎重に、または種々の障害に直面してやむなく連邦制原理の下、進めてきた国々があるのに対して、種々の理由により⁵⁾ フランス共和政の中央集権モデルを強力に推し進め、国内の民族的差異を封建制時代の残滓として封印してきた国々において、社会の民主化が進んだ20世紀後半以降、少数民族集団の異議申し立てが活発となった事実があげられる。以下ではこの求心的連邦制と遠心的連邦制のヨーロッパにおける典型例として、ドイツとベルギーの連邦形成の歴史的過程を概観する。

(1) ドイツ連邦制の起源と展開

現在のドイツ領土の主要な部分はかつて神聖ローマ帝国の版図でもあった。神聖ローマ帝国は元来、決して中央集権的な国体を呈してはいなかったが、17世紀以降、主権国家概念が広く認められる中で、帝国は半主権領邦国家の連合体であり続ける。ナポレオン戦争はドイツ領邦国家に完全な主権を与え、ウィーン会議も、それを追認する。その結果19世紀のドイツは主権を持った領邦国家から成り立つ国家連合の形態をとるようになった。1849年、米国・スイスをモデルとした連邦を目指す憲法の制定が試みられるが失敗し、ドイツの統一は、19世紀後半のビスマルクの登場まで待たなければならなかった。

1871年のドイツ帝国の成立は、プロイセンという強大な勢力が中心となり進められ、帝国の政治・軍隊機構の中枢はプロイセンのエリートによって占められていた。帝国は、政党活動が禁止されるといった点で非民主的であり、専制的であったが、他方、中央政府の行政機構は必ずしも大規模なものではなく、中央議会下院（衆議院：Reichstag）は、刑法、民法、商法等の立法権を保持していたものの、実際の行政は、帝国を構成する各領邦の行政機構にゆだねられていた。外交や軍事等、帝国として統一的な施策が必要な分野については、領邦国家政府の代表が集まる第二院（参議院：Bundesrat）で方針の調整が行われた。帝国はこのように中央

集権的というより、連邦制的性格をよりよくとどめたものであったが、それに対して、野党勢力は、フランス流の中央集権国家を標榜する左派・社会民主勢力が連邦制は地方の保守的な勢力を温存するものであるとして批判的であったのに対して、カトリック勢力は連邦制は補完性の原則の下、プロイセンプロテスタントへの対抗の基盤となるとして、それを支持した(Wachendorfer-Schmidt (2000) pp.82-3)。

ドイツ帝国崩壊後のワイマール共和国では、帝国時代、野党勢力であった社会民主党とカトリック中央党が政権を担うようになる。ワイマール憲法は必ずしも中央集権化を目指していたわけではなく、ほとんどの国内政策の実施は帝国同様に依然として州に任されており、また経済・農業等の政策立案は連邦政府と州が共同で策定していたが、憲法9条は、「国内秩序や福祉において共和国としての統一的方向性が必要とされるとき、連邦は州の権限を覆すことが出来る。」としていた。また戦争(第一次世界大戦)従事の経験や、戦後の経済的疲弊・復興の機運の中での国民への福祉提供の要請も大きな中央集権化要因となった。このような要因が重なった結果、ワイマール共和国は1920年代末には通常の中央集権国家に近いものになっていたと考えられる(Manow (2005) pp.232-3), McKay (2001) p.88)。独裁的体制をとったヒトラー時代はもちろん中央集権化を更に進める結果となった。

第二次世界大戦後、ドイツ国家の再生は、1871年同様にまず州の再生から始まった(Manow (2005) p.245)。1948年、米国、英国、フランスの占領当局と当該占領地域の各州首相の会議の後、州首相による憲法(後述のように州首相は「基本法(Grundgesetz)」と呼ぶほうを好んだが)起草作業が始まった。占領地域の東西分裂により、分割された旧プロイセンの影響力は弱まり、代わりに主導的立場に就いたのが、カトリックが多数派を占める南のバイエルン州と北西部のノルトライン・ヴェストファーレン州であった。さらに、米国占領当局の意向も加わった形で、ドイツ連邦共和国(西ドイツ)の政治構造が次第に明らかとなる。

1949年に制定されたドイツ憲法(基本法)⁶⁾では、表面的には、連邦の排他的権限を明文化し、その他の権限については補完性の原則の下、州に委ねるという米国流の連邦と州の立法・行政権限を明確に分けた連邦構造をとっていた。しかし実際には、州は連邦法の実施施策法制化(implementation)や実際の施策を行っており、また州政府がその代表を連邦参議院(Bundesrat)に送り込み、参議院の決定は衆議院の採決に対して一定の拒否権行使になりうるというハイブリッドな構造をとっていた(Jeffery (1994) p.270)。参議院は、衆議院と同等の立法権はないが、州に関係する種々の政策について拒否権となる承認権を持っており、その州関連の政策は雇用、教育、治安、運輸、福祉等、幅広い政策を指し、この意味で参議院は実際は広範な分野で拒否権を持っていたといえる⁷⁾。このような共同決定過程の存在により、ドイツ流の連邦制は協調的連邦主義(cooperative federalism)と呼ばれる一方で、Fritz Scharpfは、この種の決定方法は予算配分が過剰となる等のいろいろな問題を抱えていると警告していた(Joint Decision Trap:Scharpf (1988))。

(2) ベルギーの遠心的連邦主義

19世紀中葉(1830年)に、オランダ連合王国からの独立を果たしたベルギー王国は、国内に

フランデレン語、フランス語といった二つの主要言語集団を内包しつつも、当初からフランス流の中央集権的な政治体制をとっていた。それが可能であったのは、まず第一に、それまでのオランダの支配への反発があった。当時また北のフランデレン地域は、人口的には多数派であっても、南のワロン（フランス語地域）に比べ工業力、さらに一般的な経済力で劣勢であり、また文化・言語的にも、フランデレン語（オランダ語）は、フランス語に比べ普遍的な言語・文化とは言いがたく、結果として国家運営がフランス語圏中心になされていたことに大きく起因する。またフランデレン人でも、フランス語、フランス文化を受容すれば差別なく国家運営に参加できるといった要因も多民族国家ベルギーが中央集権的に運営できた大きな要因といえた⁸⁾。

このように19世紀中葉には、ヨーロッパの典型的な中央集権的国民国家を形成していたベルギーではあったが、フランデレン地域における公的業務がすべてフランス語で行われることにより⁹⁾、実際の行政や司法、軍隊等の現場において数々の不都合が明らかとなっていた。よって19世紀後半より、いわゆる「フランデレン運動」と呼ばれるフランデレン語の権利回復運動が開始される。当初のフランデレン地域におけるフランス語に並行したフランデレン語の公的使用という1地域2言語主義の運動目標は、1898年の（フランス語・フランデレン語2言語）平等法により一応達成されたが、20世紀に入っても続く南の工業化に伴う北から南への政治エリートや労働者の社会的移動に直面して、フランデレン運動は、20世紀前半には1地域1言語運動へと変化していく。1963年には言語地域法が制定され、オランダ（フランデレン）語地域、フランス語地域、ドイツ語地域、ブリュッセル2言語地域の4言語地域の境界が厳密に画定された。

1960年代中葉のフランデレンとワロン地域の経済的立場の逆転を受けて、1970年代初頭より、ベルギーでは本格的な国家再編が開始される¹⁰⁾。国家再編は、1970年代初頭、1880年代初頭、1988-9年、1993年の4回にわたる憲法改正により段階的に進行する。1971年には、「言語地域」をより明確化する「地域」、「文化共同体（1980年代、「共同体」に改称）」の2組の国家下位レベルの政体が定義され、文化共同体には「人に関連する権限（*matières personnalisables*）（教育、医療、放送等）」が付与される。この時点で地域はまだ分権化の受け皿とはなっていなかったが、1983年の憲法改正により、ブリュッセル地域以外のフランデレン、ワロンの二地域には、「土地に関連する権限（*matières localisables*）（地域開発、産業振興、インフラ等）」の委譲が始まる。さらに1988-9年の憲法改正により、国会の統制が大きく残りつつも、ブリュッセル地域にも中央からの権限の委譲が始まる。1993年には、ブリュッセル地域議会が中央の統制をはずれ、ブリュッセル地域の国政との関係を共同体を通じて維持する構造が成立して、ベルギーは真の連邦国家の形態を整える¹¹⁾。

求心的連邦制が成立する前提には、軍事的、経済的効率性の追求が挙げられたが、遠心的連邦制の基本原則には、国家を構成する種々の集団を公正（equity）に扱うという原則が中心にあると考えられる。

このような連邦国家における遠心的な力は、必ずしもヨーロッパに限定されるものではない。ナイジェリア、マラヤ連邦、ユーゴスラビア等、冷戦期やポスト冷戦期に発生した多くの紛争

の主要原因は民族的対立であり、より詳しく言えば、戦後アジア、アフリカにおいて植民地時代の領域を引き継いだ形で連邦国家として独立したものの、少数民族集団を連邦の枠内に引き止めておくための後述の制度的非対称性措置を少数派が不十分と認識したとき、平和裏に、ないしは暴力的に分裂を試みた例と捉えることが出来よう。

III 転換期の現代連邦制

(1) 連邦制の変動要因と少数派の保護措置

連邦国家において当初の憲法に対して、一つないしは複数の連邦構成体が不満を持ち、憲法改正の方向に進む大きな要因は、時間の経過と共に一部の連邦構成体の連邦維持への貢献と便益間で乖離が生じ、結果として連邦構成体間の立場に格差が生じるところにあるといえる。そしてそのような経年の格差拡大の構造には、連邦と構成体間、または構成体間の種々の非対称性の存在があると考えられる。

Burgessによれば、連邦制の議論において非対称性の存在を事実上認めたのは前述の William Livingston の 'A Note on the Nature of Federalism' であるとされる。Livingston は、国家が連邦制をとる要因として社会の多様性を議論する中で、社会の種々の非対称性の存在を示唆しているが、Livingston 自身は非対称性という用語自体は、定義も使用もしなかった。

連邦制の議論で対称性・非対称性概念が初めて明示されたのは、Charles Tarlton が1965年に *Journal of Politics* 誌に著した 'Symmetry and Asymmetry as Elements of Federalism: a Theoretical Speculation' という論文上であるとされている。Tarlton は同論文で、種々の連邦において連邦構成体間の文化的、経済的、社会的要因等は、同質的な場合も、異質的な場合もあるとして、理想的な対称的な連邦制は「同規模の領土と人口、同じような経済・気候・文化条件や政治機構を備えた政体間の連邦」と定義している (Tarlton (1965) p.868)。Tarlton はまた非対称的な連邦でも理想的なものは「全体の中で個々の利益、特徴、前提条件の差異に従った構成体から成り立つ連邦であり、社会の多様性や政治的表現が、異なる自治権や政治権力を持った地方政府を通じて表されたものである (Tarlton (1965) p. 869)」と定義している。これは連邦構成体間に、あらかじめ著しい非対称性が存在するときは、構成体の連邦との関係、またその結果としての構成体間の関係に、一定の差異 (連邦制度上の非対称性) を設け調節を図るべきであることを示唆している。

Burgess は、連邦制における社会・経済上、政治上の非対称性を *de facto asymmetry* (実質的な非対称性) と呼び、憲法上の非対称性を *de jure asymmetry* (法的非対称性) と呼んだが (Burgess (2006) p.217)、これはほぼ Tarlton の「前提としての非対称性」と、「制度上の非対称性」に対応するものと考えられる。

ではドイツとベルギーの連邦制において、「前提としての非対称性」を是正する「制度上の非対称性」はいかなる形で存在するのであろうか？ 19世紀帝国建国当時のドイツでは、他の領邦に比べてプロイセンの国力は傑出していたが、ドイツ統一がプロイセン主導で行われたことにより、制度上の非対称性導入により、連邦自体を対称的にすることは実質的に不可能であ

った¹²⁾。ワイマール時代には、プロイセンの失地回復を防ぐ意味からも連邦参議院 (Reichsrat) におけるプロイセンの議席数を全体の5分の2に限定し、かつその議席の半数を、プロイセン政府選出ではなく、プロイセンの13の地方議会が選出する形をとっていた (McKay (2001) p.88)。戦後1949年憲法でも、たとえば全国の人口の21%を擁するノルトライン・ヴェストファーレン州の議席数は全議席の8.7%に過ぎないのに対して、全人口の0.8%に過ぎないブレーメンの議席数は4.3%に上っていた (McKay (2001) p.89 注1)。また連邦政策立案に対する州の参加を確保するためには、前述のように参議院が拒否権を持つという連邦と州の共同決定手続きが導入されている。

一方 Peters によれば、ベルギーは一国内に人口上、また選挙制度上、圧倒的に優勢な民族集団 (Staatsvolk (B.O'Leary)) が存在しない典型例であり、そのような国々では多数決制ではなく、多極共存型民主制のほうが政治的に安定するとしている (Peters (2007) pp.35-6)。実際のベルギー政治でも、同制度が取り入れられ、少数集団も、それぞれ比例的に代表性を確保している。加えて、フランデレン、フランス語の二大言語集団間の政治を安定的に進める手段として、以下の4点が担保されている。第一に、連邦政府の閣僚数はフランデレン語とフランス語で同数が確保され、首相は歴代フランデレン語グループから選ばれているが、立場としてはどちらの言語グループにも属さないものとされる。第二に、議会においても、議員はどちらかの言語グループに所属する形で選出されており、言語集団間の関係の変更を意味する機構改革法案については、各言語グループでそれぞれ過半数の賛同を得て、かつ全体で3分の2以上の賛成を必要とする特別多数決での採択が求められている。第三に、警報手続き (sonnette d'alarme) が定められており、通常法律でも、それが一方の言語集団で4分の3以上の賛成票により同法案が言語関係の変更を意味すると認定された場合、議会は審議を中断して、政府は法律を修正するか、新たな理由書の提出が求められる。そこでさらに合意が出来なければ、内閣は総辞職しなければならない。最後に、地域・共同体機構レベルにおいても、たとえば、フランデレンの地域と共同体機関の融合、フランデレン、ワロン地域に比したブリュッセル地域、ドイツ語共同体機関の限定的な自律性等の非対称性が存在する¹³⁾ (Peters (2007) pp.38-45, Watts (1999) p.29)。

連邦構成体間の社会・経済上、政治上の(非)対称性は、その国の社会全体の変容に伴ない、新たな(非)対称性を経時的に生み出していくが、それに対して法的な(非)対称性措置はいかなる形でそれに対処する、またはしないのであろうか。以下、ドイツ、およびベルギーの最近の社会的変容を例にその側面を詳しく検討する。

(2) 東西ドイツ統一に伴う財政移転制度の調整議論

現代の諸連邦制国家における地域間財政移転制度において、最大の地域間財政移転を組み込んでいるのがドイツの制度である。高い地域間財政移転は、安定的な連邦制の維持に貢献する反面、地方自体が産業や資本を誘引するインセンティブを欠く結果となる。地方が、失業率を抑えることに優先順位をおく場合、均一的な地域が連邦制をとり、生産手段が地域間で自由に移動できれば、結果的に、ある程度の地域間所得均衡化は進むと考えられ、これはドイツより

地域間財政移転率が低いスイス・米国においてもそれなりの地域横断的な成長が達成されていることから明らかである (Zimmermann (1999) p.169)。

しかし戦後ドイツにおける急速な経済成長は、伝統的な州間所得格差是正より、旧来の鉄鋼・化学重工業地域と南部・南西部の電子工業等の新たな工業地域間の所得格差是正をより急務なものとして、州間財政移転平準化制度の導入を促進し、結果として戦後の中央集権化に寄与した (McKay (2001) p.90)。

1949年憲法の制定当初は、連邦・州間の補完性の原則が重視され、財政措置の中央集権化の傾向は必ずしも顕著なものではなかった。税制面で言うと、1949年憲法は、付加価値税、関税は連邦税、所得税、法人税は州税との基準を明確に示していた。しかし戦後復興において富裕州と貧困州との格差が顕著となり、憲法上1952年と定められていた財政措置の見直しが1955年に行われた結果、所得税と法人税は事実上、州と連邦に分配されるようになり、後進地域州への財政移転を水平的より連邦を通じた垂直的なもの（連邦が税源を拡げ、それを後進州への財源移転の税源とする）に基本的に重心を移すようになる (McKay (2001) pp.93-4)。

1950年代から60年代にかけてドイツは急速な経済成長を遂げ、連邦政府で舵取りをしていたキリスト教民主同盟 (CDU) は次第に州政府にも浸透し、CDU・CSU¹⁴⁾ は連邦・州両レベルでの優越により、ドイツ政治の中央集権化はさらに進むようになる。

その一大契機が、1969年、CDU/CSU が社会民主党 (SPD) との大連立を組んだとき行われた憲法の改正である。同改正では、ドイツ国民の「生活水準の均一性 (Einheitlichkeit der Lebensverhältnisse)」が前面に打ち出され、それまで州が行っていた地域政策、大学建設、農業構造政策等の実際の行政施策を連邦が州と共同で行うことも可能となった (McKay (2001) p.91, Zimmermann (1999) p.165)。税制面では、連邦と州の共同税収制が公式に認められ、所得税と法人税は両者で折半され、さらに付加価値税については州はその37%を受けとるが、その内75%は人口ベースで算定され、残りの25%は所得平衡ベースで算定されるものとなった (McKay (2001) p.94)。

1970年代の世界経済の激動は、ドイツの経済構造にも重要な変容を及ぼす。それまでの主要産業であった、鉄鋼、化学等が不況となり、電子工業等の新たな産業が台頭する。結果、ニーダーザクセン、ザールラント、ブレーメン等では経済は停滞し、他方、ヘッセン、バイエルン、バーデンヴュルテンブルク等では、新たな成長の極が生まれてくる。連邦政府は、このような州間格差拡大の防止に、大きな財源をつぎ込まなければならなかった。

連邦政府のこのような施策、州間連帯を憲法裁判所は1988年と1992年の2回の判断により支持したが、富裕州の不満は強まるばかりであった (Jeffery (1994) p. 275)。州間財政移転をあまり厚く行くと、受益州が独自の産業振興や特別税制措置等の経済浮揚措置や自助努力を行わないという連邦連帯の非効率性の議論が次第に高まってくる。

このように州間の財政移転を現状のままとするか、またはより分権的なものとするかの議論の最中に生じたのが、1990年の東西ドイツの統一であった。東ドイツの人口は約1700万人で、西ドイツの約30%、東の一人当たりの所得もまた西の30%程度であった。この格差はもちろん、西ドイツの富裕州と貧困州の格差とは比べられないほどの規模であり、既存の州間財政移転で

は対応できるものではなかった。東西ドイツ統一後の全ドイツの一人当たりの所得は統一前の西ドイツの85%にまで下落する。

統一に当たり、ドイツ政府は、当初の4年半にわたる緊急措置として1150億ドイツマルクに上る「ドイツ統一基金」を設立した。1150億マルクのうち200億マルクは連邦が直接供出し、残りの950億マルクは州と連邦が折半して貸し出された。

連邦と州はその後4年間に渡り、過渡期終了後の旧東ドイツ東部州への財政移転方策についての議論を重ね、1995年1月に一定の合意が成立する。交渉で当初連邦政府は、当時の大蔵大臣の名をとったヴァイゲル (Waigel) 案と呼ばれ、移転財源を西部の富裕州と連邦が直接負担するプランを提示したが、州側の強硬な拒否にあう。州 (特に富裕州) は、バイエルン州が中心となり州側としての新たな独自案を提示する。その内容は、東西ドイツ統一のために新たな州レベルの所得移転策は設けず、付加価値税の州への配分を現行の37%から制度上許される最大の45%に引き上げ、その差をすべて東部州につぎ込むというものであった。つまりは付加価値税のこれまでの連邦取り分を財源に当て、州財源には手をつけないという東部州の統合を急ぐ連邦政府には受け入れがたい提案であったが、このバイエルン案に全州が賛意を表したことにより、連邦政府としてもヴァイゲル案を諦めて、バイエルン案を受け入れざるを得なかった。州提案は、東部州への財政移転に連邦財源を用いるという垂直的な解決を志向し、これはある意味では更なる中央集権化の流れに沿うものである。

ドイツでは1994年、新たに憲法改正が行われたが、財政移転・所得平衡制度については大きな変更は付け加われなかった。しかし、ドイツ国民の「生活水準の均一性」との文言は、「生活水準の等価性 (equivalence of living conditions)」に入れ替わった (McKay (2001) p.101)。これは前述東部州に対する所得移転策を連邦レベルの財源に絞ったために、今後急激には東部州の所得改善が進まないことに対応する変更と考えられる。

2003年夏、連邦衆議院の主要政党の党首間会議において連邦制の改定に関する合意がなされ、「連邦秩序の近代化に関する両院委員会」と命名された委員会が発足する。この時期にこのような連邦制の改正を目指す委員会が成立した背景には、当時連邦および州レベルの議会選挙が2004年末まで予定されてなく、連邦改正論議が政局の手段となる可能性が低かった点が挙げられる。しかし東部州と旧西側の小規模州は、(1) 州領域の再編 (2) 2019年まで続く現存の財政移転制度 (3) 課税に関する州の立法権の3点を委員会の議論から除外させることに成功し、委員会では結局 (1) 州の立法権の拡大を代償とした連邦参議院の拒否権の縮小と (2) 共同財政措置の見直しに集中した議論が展開した。西部富裕州は本来州領域の再編や財政移転制度の改定の問題に手をつけたかったが、連邦に対する州の結束を重んじ貧困州に譲歩した。結果的に、貧困州が、連邦の権限縮小を恐れる連邦政府と結託することにより、前述の除外がもうけられたが、他方富裕州が、交渉における譲歩を拒否したことにより、この憲法改正交渉は結局失敗に終わった (Scharpf (2005) p. 8, p. 13)。

(3) ベルギーの社会保険制度の連邦化¹⁵⁾

ベルギーの社会保険制度は、国家主導で制度化されたドイツと異なり、カトリック勢力が中

心となり、国家の補助は受け入れつつも、自主的な互助会組織として1894年に創設された。その後、1924年には、鉱山労働者に対する強制的な年金制度が開始され、翌1925年には、ホワイトカラーに対する同様の年金制度が整備された。1930年には、家族手当が社会保障の第二の要素として導入される。当時出生率はフランデレン側のほうが高く、また経済的には南のワロン側の鉄鋼・機械工業がベルギーの主要産業であったことにより、フランス語側では南から北への一方的な財政移転に対する批判があり、他方北のフランデレン側では移転の少なさに対する批判が存在したが、いずれにしても、フランデレンの権利回復運動の中心は、フランデレンの文化・言語的権利の回復であり、社会保障の移転額の過少は争点となっていなかった（Beland (2008) p.152）。

1950年代からのエネルギー革命の結果、ベルギー南北地域間の経済バランスは、1960年代中葉に逆転する。その結果、前述の一連の憲法改正プロセスが進行し、ベルギーは「地域」と「共同体」から成り立つ連邦制へと変遷と遂げていく。社会保障政策も、この一連の連邦化の対象となり、失業対策、低家賃住宅の供給、就業訓練等は地域の権限となり、人に属する権限を管轄する共同体は、医療や社会福祉の実施に責任を持つようになる。また連邦政府は、医療・社会福祉政策の策定や社会保険・年金制度の制度設計に責任を持つようになる。このように、一連の憲法改正の結果としてベルギーの社会政策は連邦・地域・共同体の3つの受け皿に対して権限の分割・分断化が進行して、社会政策の異質性の混在が大きな特徴となる（Cantillon et al (2006) pp.1035-6）。しかし社会保険制度自体の連邦化（分権化）を憲法改正の対象とする議題はそれまで起こっていなかった。1988年の憲法改正では社会保険は連邦政府の排他的分野と明記されていた。1993年の憲法改正でも社会保険制度の改定は一切触れられていなかった。

このような流れに対して、1990年代中葉、新たな要求がフランデレン側から起こる。保守系キリスト教民主党（旧キリスト教社会党）主導のフランデレン政府は、1996年2月、「国家再編の新たな段階に対する論議のための覚書（Note de discussion pour une nouvelle étape dans la réforme de l'État）」を明らかにし、地域間の連帯は支持しつつも、フランデレン・フランス語両地域の文化的特性に合わせた、社会政策の変更を伴う国家の再編は引き続き必要であると主張する。同年9月、フランデレン政府に近い5人の法律家によって「フランデレンのための憲法試案（Proeve van grondwet voor Vlaanderen : Essai de Constitution pour la Flandre）」が公表される。ベルギーではなく、フランデレンの憲法とされる同憲法試案では、第14条で、「フランデレン住民は、財政、医療、法的支援をフランデレン政府から受ける。」として、ベルギー社会保険制度の連邦化が示唆されていた。このような要求は、フランデレン（地方）議会の制度改革委員においてその後3年に渡り検討の対象となり、結局フランデレン議会は1999年3月これらの要求の一部を5つの決議として採択する。同決議では、社会政策について、医療保険と、家族手当の連邦化が主張され、その理由として、分断化された社会政策権限の同質化、社会保険費の抑制、そして文化的差異を考慮した社会政策の実施の必要性等の要因が挙げられていたが、根本には、ワロン（フランス語地域）の経済的停滞の結果としての社会政策財政の北から南への一方的な財政移転への不満が挙げられよう。他方、フランス語圏では、過去の逆の財政移転の流れの想起や地域間の国家的連帯の必要性が叫ばれ、これらフランデレン議会決

議への非難決議がワロン地域議会等で相次いだ。

フランデレン地域での種々の要求・決議を受けて、連邦レベルでは1999年から2003年まで選挙法改正や、農業・貿易政策の連邦化等、一連の政府・政党間合意が採択されるが、しかしそこには社会保険制度の改革・連邦化の文字はなかった。当時の連邦政府はブリュッセルに基盤を持つ自由党中心に連立が生まれ、ブリュッセルを二分する過度の連邦化は自由党の望むものではなかったからである。しかし2007年の総選挙において、それまでの自由党主導政権に代わり、フランデレン保守のキリスト教民主党が全国第一党となると、ワロン諸政党との連立政策合意に、より連邦化推進の政策綱領が盛り込まれる¹⁶⁾。これに対するフランス語側の反発により、総選挙後、半年以上に渡り組閣が出来なくなり、またその後組閣に成功しても短命に終わるという政治的危機が現在でも続いている¹⁷⁾。

1996年以降、10年以上にわたるフランデレン側の連邦化の更なる推進の働きかけにもかかわらず、連邦レベルの議論は進まず、代わりに連邦レベルの政治危機を招いている理由として、社会保障の連邦化に対する以下の三つの障害を挙げることが出来るであろう。

第一に社会保障の財源が、所得額を基礎に算定されている点である。フランデレンとワロン地域間では、一定の労働移動があり、社会保障を連邦化した場合、支払い保険料と給付の算定が複雑となる。ブリュッセルというフランス語圏住民とフランデレン住民が混在する地域の存在はそれを一層困難なものにする可能性がある。財政連邦主義の理論的観点から見ると、国家間の境界とは異なり、特別な移動制限がない地域間で別々の社会保険制度を構築すると、生産手段（労働・資本）の自由な移動に遭遇する結果、同制度の運用が最適解でなくなるとの指摘がなされている（Cantillon et al. (2006)）。第二の障害が、ベルギーでは全国政党の言語境界に沿った分裂が1970年代に起こったが、経営者団体、労働組合といった社会保障の支払側・受給側団体は依然として全国規模で活動しており、両者が連邦化に強硬に反対している点があげられる。第三が、連邦政治レベルで存在する少数集団保護警報手続きの存在である。二言語集団関係の変更を伴う法制の採択には、単なる多数決ではなく各言語集団での多数決が必要ということで、社会保障の連邦化に関する憲法改正は、フランス語側の拒否権の行使にほぼつながるものと考えられる（Beland (2008) p. 177）。

ベルギーにおける社会保障の連邦化の議論が、連邦レベルの警報手続きの存在により政治危機を招いているのにもかかわらず、連邦国家における社会保障理論をまったく無視した形でフランデレン側で進行しつつあるのは、フランデレン側が現状の連邦構造に満足せず、地方分権化をさらに進める意思が固いことが根底にある。フランデレンが目指すのがチェコ流の二国家への分裂ではなくても、最低限、国家連合以上のものであるのは確実といえよう。

連邦制の理論的研究に貢献した Duchacek によると、ほぼ同規模民族集団が対峙する連邦制（bicomunal polity）は、解体する可能性が高いとされている。その理由には、三つ以上の民族集団からなる国家では、第2集団が第3集団等と同盟を組み、第1集団とバランスを取る可能性があり、また二集団のみから成り立つ国家でも二集団の力関係に大きな差異がある場合は、制度的非対称性の導入により政治的安定が得やすいのに対して、拮抗する二集団間ではなかなか制度的非対称性は導入しがたく、よって経時的に社会・経済的非対称性が進行すると制度的

対称性が不安定化すると考えられるからである¹⁸⁾。

結語に代えて

ドイツ、ベルギーの最近の財政移転の議論の例から明らかになったのは、求心的連邦制、遠心的連邦制の国々とも、長期的には基本的にそれぞれ求心的、遠心的傾向での対応を志向した点である。しかし両者の将来的な展望については、若干の説明を要する。ドイツでは戦後、財政移転を強化する過程で中央集権化が進行した。しかし効率性の観点から、中央集権化の流れの見直し論も現れてきたが、1990年の東西ドイツ統一に伴う東部ドイツ州に対する財政移転は連邦と州が協同して行うとの提案は、連邦・州の共同決定手続きに阻まれて結局従来の中央集権の解決に落ち着いた。遠心的連邦制を志向するベルギーでは、大きな財政移転を伴う社会保障もフランデレン側では連邦化（分権化）の議論の対象となる。連邦レベルでは、社会保障制度の分権化は経済理論の観点、また警報手続きの存在といった政治的配慮からこれまで正式な議論とはなっていないが、フランデレンでは引き続き要求が提出されるであろう。フランデレンがこのようにあくまでも連邦化にこだわる大きな要因には連邦構造の特異性といったことも重要なものと考えられる。Tarlton は、理想的な対称的連邦制と非対称的連邦制の例を挙げているが、対称的連邦制も常に変化する社会経済状況の下、非対称的なものになりうる。それを補正するのが連邦構成体間の財政移転であるが、求心的連邦制のドイツではそれがある程度うまく機能したが、遠心的連邦制のベルギーでは、Duchacek が主張する *bicomunal politics*（主要二大民族集団間の政治的対立）が優先され、うまく機能していないのが実情である。今後の両国の連邦制はこのような要因が複雑に絡み合いつつ展開していくものと考えられる。

注

- 1) Burgess (2006) 37 ページより引用。
- 2) アメリカ合衆国、オーストラリア等、民族において基本的に同質的な国々があえて連邦制を採用した主要な要因として、広大な領土と、当時の通信手段等の不十分なインフラストラクチャーを勘案してヨーロッパ流の中央集権制を取らず、地方の自治を許す組織への配慮が働いたと考えられる。Burgess (2006) pp.86-7 参照。
- 3) スイスの国家連合は、1291 年の 3 州による結成以来、次々に新たなメンバーを加えていくが、フランス語、イタリア語の州が加わるのは、1815 年のことである。
- 4) 将来的には、さらにはイタリアやイギリスを付け加えることが出来るかもしれない。
- 5) ベルギーでは、オランダ連合王国への反発から、その前の支配体制であるナポレオンの共和政の容易な受容、スペインでは 19 世紀から 20 世紀前半のカタルーニャやバスクの民族的覚醒を、その後のフランコ軍事・権威的体制が 40 年にわたり中央集権体制を敷き、封じ込めたのが大きな原因といえる。注 8 参照。
- 6) 東西ドイツの分裂を受けて、一時的な憲法の意味で基本法 (Grundgesetz) の名がつけられた。
- 7) 他の政策については、衆議院は 3 分の 2 以上の採決で参議院の決定を覆すことが出来た (Manow (2005) p.245)

- 8) ベルギーとともに 20 世紀後半, 遠心的に連邦制を導入したスペインも, 19 世紀後半や 20 世紀前半にカタルーニャやバスクが民族的覚醒を経験していたが, その後共和派との内戦を勝利したフランコ権威主義体制が, 民族運動抑制のために強力に中央集権化を推し進め, その状況はフランコ死去後の 1978 年民主憲法の発布まで続くことになる。
- 9) ベルギーの 1830 年憲法は, 個人の使用言語の自由を謳ってはいたが, 実際の行政等における使用言語がフランス語となっていたため, フランデレン人は実質的にフランス語の使用を強制されていた。
- 10) そこにはルーヴァン (Louvain:Leuven) カトリック大学のフランデレン語化と新ルーヴァン大学 (フランス語) の創設 (1968 年) を契機とするキリスト教政党の分裂に始まる主要全国政党の地域的分割 (自由党: 1971 年, 社会党: 1978 年) が大きな要因と考えられる。
- 11) ベルギーの一連の憲法改正による国家再編について詳しくは若林 (1999) を参照。
- 12) ドイツ帝国の連邦制が非民主的なものであったということは前述した。
- 13) フランデレンの地域と共同体機関の融合は, ブリュッセル地域の少数フランデレン系住民の保護を目的とし, ブリュッセル地域とドイツ語共同体の他の地域, 共同体との差異は, 地域・共同体のフランス語系とフランデレン語系の等価性の維持を目的とすると考えられる。
- 14) CSU: キリスト教社会同盟は, バイエルン州における CDU の兄弟政党である。
- 15) その歴史的展開を受けてドイツ語の「連邦化 (Föderalisierung)」が, 上位レベルへの権限移行のニュアンスを持つものに対して, ベルギーにおける「連邦化 (fédéralisation)」は, 地方分権化とほぼ同意語である。
- 16) 保守系のキリスト教民主党がこのようなフランデレン民族主義的政策に固執する要因のひとつに, フランデレンに Vlaams Belang (ex Vlaams Blok) (フランデレンの利益) といった極右政党が台頭し, 保守票を奪われたことに対する対抗措置であるとの側面が挙げられる。
- 17) 1990 年代中葉からのフランデレンの新たな動きから 2007 年の連邦政府形成に関するベルギーの政治危機については若林 (2008) を参照。
- 18) Murphy (1995) p.89 より引用。

引用・参考文献

- BELAND, Daniel & LECOURS, André (2008) *Nationalism and Social Policy* (Oxford: Oxford University Press)
- BURGESS, Michael (2006) *Comparative Federalism* (London: Routledge)
- BURGESS, Michael & PINDER, John (eds.) (2007) *Multinational Federations* (London: Routledge)
- CANTILLON, Bea, DE MAESSCHALCK, Veerle, ROTTIERS, Stijn & VERBIST, Gerlinde (2006) 'Social Redistribution in Federalised Belgium' *West European Politics* November vol.29 no.5
- CASTLES, Francis (2000) 'Federalism, Fiscal Decentralization and Economic Performance' in WACHENDORFER-SCHMIDT, Ute (ed.) *Federalism and Political Performance* (London: Routledge)
- ERK, Jan (2007) 'Comparative Federalism as a Growth Industry' *Publius* vol.37no.2 Spring
- 岩崎美紀子 (1998) 『分権と連邦制』ぎょうせい
- JEFFERY, Charlie (1994) 'German Unification and the Future of the Federal System' in DE VILLIER, Bertus (ed.) *Evaluating Federal Systems* (London: Juta & Co.)
- KEATING, Michael (2001) *Plurinational Democracy* (Oxford: Oxford University Press)
- KEMAN, Hans (2000) 'Federalism and Policy Performance' in WACHENDORFER-SCHMIDT, Ute (ed.) *Federalism and Political Performance* (London: Routledge)

- LOPEZ LABORDA, Julio & MONASTERIO ESCUDERO, Carlos (2007) 'Regional Governments: Vertical Imbalances and Revenue Assignments' in MARTINEZ-VASQUEZ, Jorge & SANZ-SANZ, José Félix (eds.) *Fiscal Reform in Spain* (Cheltenham: Edward Elgar)
- MANOW, Philip (2005) 'Germany: cooperative federalism and the overgrazing of the fiscal commons' in OBINGER, Herbert, LEIBFRIED, Stephan & CASTLES, Francis (eds.) *Federalism and the Welfare State* (Cambridge: Cambridge University Press)
- MCKAY, David (2001) *Designing Europe* (Oxford: Oxford University Press)
- MORGAN, Roger (ed.) (1986) *Regionalism in European Politics* (London: Policy Studies Institute)
- MURPHY, Alexander (1995) 'Belgium's Regional Divergence: Along the Road to the Federation?' in SMITH, Graham (ed.) *Federalism: The Multiethnic Challenge* (London: Longman)
- OBINGER, Herbert, LEIBFRIED, Stephan & CASTLES, Francis (eds.) (2005) *Federalism and the Welfare State* (Cambridge: Cambridge University Press)
- PETERS, Patrick (2007) 'Multinational Federations; Reflections on the Belgian Federal State' in BURGESS, Michael & PINDER, John (eds.) *Multinational Federation* (London: Routledge)
- PETERS, Patrick (1994) 'Federalism; A Comparative Perspective' in DE VILLIER, B (ed..) *Evaluating Federal Systems* (London: Juta & Co.)
- SCHARPF, Fritz (2005) 'No Exit from the Joint Decision Trap ? Can German Federalism Reform Itself ?' *MPIfG Working Paper* 05/8 Sept.
- SCHARPF, Fritz (1988) 'The Joint-Decision Trap: Lessons from German Federalism and European Integration' *Public Administration* vol.66 Autumn
- STURM, Roland (2000) 'The Federal System: Breaking through the Barriers of Interlocking Federalism' in HELMS, Ludger (ed.) *Institutions and Institutional Change in the Federal Republic of Germany* (London: Macmillan)
- SWENDEN, Wilfried (2006) *Federalism and Regionalism in Western Europe* (New York: Palgrave)
- TARLTON, Charles (1965) 'Symmetry and Asymmetry as Elements of Federalism: a Theoretical Speculation' *Journal of Politics* vol.27
- WACHENDORFER-SCHMIDT, Ute (2000) 'Collaborative Federalism in Germany' in WACHENDORFER-SCHMIDT, Ute (ed.) *Federalism and Political Performance*, (London: Routledge)
- 若林 広 (2008) 「ベルギーの連邦化の危機」『地域研究』(京都大学地域研究統合情報センター) vol. 8 no. 1
- 若林 広 (1999) 「ベルギー国家の再編成」 蛭山道雄・中村雅治編『新しいヨーロッパ像をもとめて』(同文館) 所収
- WATTS, Ronald (2007) 'Multinational Federations in Comparative Perspective' in BURGESS, Michael & PINDER, John (eds.) *Multinational Federations* (London: Routledge)
- WATTS, Ronald (2006) 'Origins of Cooperative and Competitive Federalism' in GREER, Scott (ed.) *Territory, Democracy and Justice* (Basingstoke & NYC: Palgrave)
- WATTS, Ronald (1999) *Comparing Federal Systems* (Montreal: McGill-Queen's University Press)
- ZIMMERMANN, Horst (1999) 'Experiences with German Fiscal Federalism' in Fossati, Amedeo & PANNELLA, Giorgio (eds.) *Fiscal Federalism in the European Union* (London: Routledge)

* 匿名の査読者の方より、本文中の人名はアルファベットではなくカタカナ書きにするようにとのご指摘を受けた。しかし、(Robert) Keohane を一時期「コハン」と呼ぶか「コウヘイン」と呼ぶかの議論があったように、人名の正確な発音は特定しにくく、よって、ここでは広く知られた人名、および邦訳書が存在する著者名のみカタカナ書きとし、他の人名についてはアルファベットのままとしたい。

Abstract

Varieties of Contemporary European Federalism
—— A Comparative Perspective from Belgian and German Cases ——

Hiromu WAKABAYASHI

Polity introduced after the resolution of the majority of cases of inter-ethnic conflict in the post-Cold War era is not the majoritarian rule of nation-states, but the consociational style of federalism. Federalism and federations are presently emerging on a large scale across the World. It is, therefore, appropriate that a comparative approach be focused in the study of federalism.

In this article, two types of federalism—centripetal federalism (Germany) and centrifugal federalism (Belgium)—are put in a comparative perspective. After their historical developments are summarised, notions of symmetry and asymmetry in federalism are introduced. In order to remedy substantive socio-economic and demographic (*de facto*) asymmetry between constituent units of federalism, the fiscal equalisation mechanism and *de jure* (legal) asymmetry are usually put in place. As the socio-economic conditions of federal constituent units are changing, legal (a)symmetry should be rectified, but this would be easier said than done. By taking examples of German unification in the early 1990's and the Belgian federalisation debate on the social security system, the last part of this article will analyse differing attitudes and reactions that these centripetal and centrifugal federations will generate with regards to the substantial physical asymmetries.